

一般社団法人日本パデル協会

基本規程

第1章 総則

第1条〔趣旨〕

本規程は、一般社団法人日本パデル協会（以下「本協会」という）の組織および運営に関する基本原則を定める。

第2条〔遵守義務〕

- 1 本協会に登録する団体（以下「団体」という）および個人（選手、指導者等のスタッフ、ならびに本協会の役職員その他の関係者、以下「選手等」という）は、定款、本規程その他本協会が定める諸規定、国際パデル連盟（以下「FIP」という）の諸規程、スポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という）および公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSA」という）の仲裁関連規則並びにこれらに準ずる規程を遵守する義務を負う。
- 2 団体および選手等による人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程その他本協会が定める諸規定に従って懲罰の理由とされることがある。
- 3 団体および選手等は、自らが暴力団その他の反社会的勢力に属するもの（以下「暴力団員等」という）であってはならない。また加盟・登録団体および選手等は、暴力団員等による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引をしまた交際してはならない。
- 4 団体および選手等は、法律、条令、規則等を遵守し、社会的規範を尊重して行動しなければならない。
- 5 団体および選手等は、職務の遂行を通じて知り得た本協会や加盟・登録団体および選手等の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

第2章 組織

第3条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の組織を構成する機関およびその運営に関する事項について定める。

第4条〔専門委員会の設置〕

本協会は、理事会の議決を得て、次の各号の専門委員会を置く。

- (1) 競技・大会委員会
- (2) 育成・強化委員会
- (3) 広報・企画委員会
- (4) 総務委員会
- (5) 法務委員会

第5条〔組織および委員〕

- 1 各専門委員会は、それぞれ委員長および若干名の委員をもって構成する。
- 2 各専門委員会の委員長および委員は、本協会の事業に関し、知識、経験および熱意を有する者のうちから、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

第6条〔委員の任期〕

- 1 各専門委員会の委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第7条〔招集・議長〕

- 1 各専門委員会は、それぞれの委員長が招集し、その議長となる。
- 2 各専門委員会の招集は、各委員に対し会日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。

第8条〔所管事項〕

各専門委員会の所管事項は、別にこれを定める。

第9条〔委員長の権限〕

- 1 各専門委員会の委員長は、次の各号の権限を有する。
 - (1) 委員を理事会に推薦すること
 - (2) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告または意見陳述を行うこと
 - (3) 緊急を要するため、専門委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること
- 2 各専門委員会の委員長は、前項第3号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

第10条〔細則の制定〕

各専門委員会は、その所管事項に関し、理事会の承認を得て、細則を制定することができる。

第11条〔特別委員会〕

- 1 本協会は、専門委員会の所管に属しない特定の案件を調査・審議するために、特に必要と認めた場合、理事会の議決を得て、特別委員会を置くことができる。
- 2 特別委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

第12条〔事務局および事務局長〕

- 1 本協会の事務を処理するため、事務局長および事務局を置く。
- 2 事務局長は理事会がこれを定める。
- 3 事務局には職員を置く。

第13条〔事務局に関する規程〕

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営および事務処理に関する事項は、事務局長の定めるところによる。

第14条〔都道府県パデル協会〕

都道府県パデル協会は、各都道府県におけるパデル界を統括し、本協会と協力して各都道府県におけるパデルの普及および振興を図る役割を担う。

第15条〔組織〕

- 1 都道府県パデル協会は、各々個別の独立団体として、自律的な運営を行う。
- 2 都道府県パデル協会は法人であることを要する。

第16条〔届出義務〕

- 1 都道府県パデル協会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の各号の書類を本協会に届け出なければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 役員名簿及び組織図
 - (4) その他本協会が提出を求めた書類
- 2 都道府県パデル協会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の各号の書類を本協会に届け出なければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) その他本協会が提出を求めた書類
- 3 都道府県パデル協会は、次の各号の事項に変更があった場合は、その都度遅滞なく、本協会に届け出なければならない。
- (1) 役員
 - (2) 本協会に提出済みの規程、規約その他の書類

第3章 選手

第17条〔選手〕

本章の規定は、本協会に登録した選手（以下本章において「選手」という）の義務およびこれに関連する事項について定める。

第18条〔選手の義務〕

- 1 選手は、本協会の定款および本規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。
- 2 選手は、プレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。

第19条〔日本代表チームへの招聘〕

- 1 選手は、本協会により日本代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該チームの公式活動へ参加する義務を負う。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
- 2 日本代表チームに招聘された選手は、本協会に対し、日本代表チームの公式活動に対する報酬を求めるとはできない。ただし、本協会が活動費の一部又は全部を支給することを決定した場合はこの限りではない。
- 3 日本代表チームに招聘された選手は、日本代表チームの公式活動中、原則として本協会が指定するユニフォームおよび用具等を使用しなければならない。

第20条〔選手の肖像等の使用／広告宣伝活動〕

- 1 本協会の主催する競技会に参加する選手の当該競技会に関する肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は、原則として本協会に帰属するものとする。
- 2 選手は、パデル競技選手として、テレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演、新聞・雑誌等の取材を応諾、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等（以下「広告宣伝活動等」という）に関与する場合、本協会にこれを報

告しなければならない。

第4章 競技会

第21条〔競技会〕

本章の規定は、日本国内において開催されるパデル競技会（以下「競技会」という）の運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第22条〔定義〕

本章における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 主 催

自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること

(2) 共同主催（共催）

共同の名義において試合等を開催すること

(3) 後 援

他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）

(4) 協 力

他者の主催する試合等に物品を供与し、または一定の許諾を与える等の方法により協力すること

(5) 特別協賛

他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること

(6) 協 賛

他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること

(7) 公 認

他者の主催する試合等または他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること

(8) 推 薦

他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、パデル界または本協会にとって良質または好ましいものとして認知すること

第23条〔主催権〕

1 日本国内において開催される競技会的主催権は、全て本協会に帰属する。

- 2 本協会は、前項の主催権を、当該競技会開催地の都道府県パデル協会または事業主体に委譲することができる。
- 3 前項の場合、主催権を委譲された者は、当該競技会に関する本協会または当該都道府県パデル協会の決定・指示に従わなければならない。

第24条〔競技会の名称の制限〕

本協会が主催する競技会以外は、その名称に「全日本」もしくは「全国」等、全国規模または日本一を決する競技会を想起する単語を使用することはできない。

第25条〔競技会の賞品〕

競技会に参加するチームおよび選手への賞品（賞金を含む）は、競技会の価値および選手の年齢・社会的立場等にふさわしいものでなければならない。

第26条〔開催手続きに関する細則〕

本協会が主催する競技会以外の国内競技会の開催手続きに関する事項は、別途本協会が定め、主催者はこれに従う。

第27条〔報告義務〕

本協会以外の主催者は、原則として、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の各号の事項を本協会または当該競技会開催地の都道府県パデル協会に対して報告しなければならない。

- (1) 競技会の概況
- (2) 公式記録となる競技記録
- (3) 収支決算書

第28条〔本協会の専属権限〕

本協会はF I Pが認める我が国唯一の代表機関であり、F I P加盟国との国際競技会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、都道府県パデル協会がこれを行うことができる。

第29条〔国際競技会の開催の制限〕

日本国内における国際競技会は、原則として全て本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国から選手を招聘して競技会を組織し、または主催することはできない。

第30条〔本協会以外の団体による国際競技会〕

- 1 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討した上、これを承認することができる。
- 2 前項の場合、本協会または都道府県パデル協会のいずれかが当該競技会を主催しなければならない。

第5章 事業

第31条〔趣旨〕

本章の規定は、定款に定める本協会の実施事業に付随する事業および事業に関わる権利に関する事項について定める。

第32条〔事業の実施〕

本協会は、パデルの普及および振興を図るため、定款に定める事業を補完することを目的として、次の各号の付随的事业を行う。

- (1) 本協会が主催する試合または催事の放送に関する放送事業
- (2) 本協会が主催する試合もしくは催事または本協会、日本代表チームもしくは日本代表チームの選手、監督、コーチ等（以下本章において「選手等」という）に関する商品の製造・販売に関する商品化事業
- (3) 体育施設の管理運営事業
- (4) その他理事会において定める事業

第33条〔商品化事業による収益〕

本協会は、日本代表チームに関する商品化事業の実施による収益を、日本代表チームの強化・育成等、日本におけるパデルの普及のために寄与する目的のため使用するものとする。

第34条〔日本代表チームの肖像権〕

- 1 日本代表チームの選手等の肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等（以下「肖像等」という）を管理運用する権利（以下「肖像権」という）は、次項以下に定めるところに従い、本協会に専属的に帰属するものとする。
- 2 日本代表チームの選手等は、日本代表チームの活動中の選手等の肖像等が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手等の肖像等につき何ら権利を有するものでない。
- 3 本協会は、日本代表チームの選手等の肖像等を、本協会の広報・広告宣伝活動等のために無償で使用することができる。

- 4 日本代表チームの選手等は、本協会から指示があった場合、本協会の広報・広告宣伝活動に使用するための素材制作（肖像写真撮影、フィルム・ビデオ撮影、インタビュー録音等）に、原則として無償で応じなければならない。
- 5 日本代表チームの選手等は、日本代表チームのユニフォームを着用してテレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演し、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等に関与する場合には、事前に本協会を報告得なければならない。

第35条〔放送権〕

- 1 本協会が主催する試合または催事に関するテレビ放送、ラジオ放送、インターネット放送およびモバイル放送の放送権は、すべて本協会に帰属する。
- 2 前項の放送権に関する運用の詳細については、理事会において定める。

第36条〔商品化権〕

- 1 次の各号の権利を行使し、商品を製造・販売する権利（以下「商品化権」という）は、本協会に専属的に帰属するものとする。
 - (1) 本協会または日本代表チームの名称、ロゴ、マスコット、その他本協会もしくは日本代表チームを表示する名称、意匠全般に関わる意匠権、商標権および著作権
 - (2) 日本協会が主催する公式試合、公式催事およびその周辺における映像（動画）ならびに静止画像、ならびに公式試合のリアルタイム記録情報に関わる著作権および著作隣接権
 - (3) 第34条〔日本代表チームの肖像権〕に定める範囲内における日本代表チームの選手等の肖像権
- 2 本協会は、前項の権利を、第三者に許諾することができる。
- 3 第1項の商品化権に関する運用の詳細については、理事会において定める。

第6章 標章

第37条〔標章の使用制限〕

- 1 本協会の標章は、本協会の事前の承認を得ない限り、徽章その他の意匠として使用することはできない。
- 2 標章を意匠として使用することを希望する者は、本協会に対し、その使用目的、図案、使用範囲および制作個数等を報告し、承認を得なければならない。

第7章 懲罰

第38条〔懲罰〕

本章の規定は、団体および選手等に対して、本協会が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。

第39条〔違反行為に対する懲罰〕

- 1 本協会は、団体および選手等が定款、本規程またはこれに付随する諸規程（以下、本章において「本規程等」という）に違反した場合（以下、「違反行為」という）は、本章および別途定める諸規程の定めるところにより、懲罰を科すことができる。
- 2 前項に定める団体および選手等には、懲罰を行う時に本協会への登録がない場合においても、違反行為時に本協会への登録があった者も含むものとする。

第40条〔国外における違反行為に対する懲罰〕

本協会は、団体または選手等が、国外において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより懲罰を科すことができるものとする。

第41条〔懲罰の種類等〕

本協会による、団体および選手等の違反行為に対する懲罰の種類及び内容は、倫理規程の定めるところによる。

第42条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕

違反行為に対する懲罰については、懲罰審査規程に基づき、法務委員会の懲罰審査を経て、理事会が決定する。ただし、ドーピング違反に対する懲罰に関しては、専門機関の判断を尊重する。

第8章 ドーピングの禁止

第43条〔ドーピングの禁止〕

本協会は選手の健康を保持するとともに、試合の公平な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。

第44条〔公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）〕

本協会は、前条に規定するドーピング検査を実施する場合には、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構に加盟し、ドーピング検査を委託する。

第9章 改正

第45条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の議決を得て、これを行う。

第10章 附則

第46条〔施行〕

本規程は、令和2年4月1日から施行する。